

(別紙様式4)

【キャリア形成促進プログラム認定後の公表様式】

令和 2年 9月 9日※1
(前公表年月日:平成31年4月1日)

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
静岡福祉医療専門学校	平成10年4月1日	中村 徹	〒422-0861 静岡県静岡市駿河区森下町4-25 (電話) 054-280-0173				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人中村学園	昭和47年4月10日	理事長 中村 徹	〒422-0949 静岡県静岡市葵区与一5丁目3-25 (電話) 054-271-5700				
正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称		開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間	
正規課程	医療	専門課程 視能訓練士学科		平成30年4月1日	24人	1年	
開講時期	毎年4月1日			直近の修了者数※2	修了者のうち就職者数※2	修了者のうち就業者数※2	
				6人	6人	6人	
プログラムの目的	医療技術の進歩により、眼科における診療方法が多様化し、眼科医療に関してより専門的な知識を有する人材である視能訓練士が求められている。全国的にその視能訓練士が不足しており、その状況は静岡県も同様である。静岡県内の眼科医院、総合病院等の約半数で視能訓練士不足という問題を抱えており、養成学科を設置、静岡県内に養成校がなく、これまで近隣都道府県へ流出していた学生を県内にとどまらせ、静岡県内の眼科医院、総合病院で臨床実習を行い、就職につなげることで県内の就労人口の増加にも寄与したいと考える。						
認定年月日※3	令和2年4月1日						
対象とする職業の種類	視能訓練士	身に付けることのできる能力		■身につけられる知識、技術及び技能 視能訓練士国家試験受験に必要な知識 医療人としての社会性 ■得られる能力 様々な検査を疾患と結びつけて理解し、機器の配置、検査説明、検査、解析をし、医師の診断のサポートをする能力を育てる			
カリキュラム内容	視能訓練士学校養成所指定規則(1年制課程)に定められた教育内容に基づき、専門基礎分野として「人体の構造と機能及び心身の発達」、「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」、「視覚機能の基礎と検査機器」、「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」、専門分野として「基礎視能矯正学」、「視能検査学」、「視能障害学」、「視能訓練学」、「臨床実習」について学修する。						
総授業時数又は単位数※4	1,335時間	要件該当授業時数又は単位数※4	1,335時間	企業等連携授業時数又は単位数※4	495時間	要件該当授業時数/総授業時数※4	100%
社会人が受講しやすい工夫	■社会人が受講しやすい工夫の内容 医療系国家試験取得学科にもかかわらず、1年制課程による履修学科としている。 ■修了時に付与される資格等 : 有 視能訓練士国家試験受験資格						
成績評価の基準・方法	各科目野成績は期末考査、小テスト、課題評価、平常の授業態度、出席状況等の資料によって総合的に評価する。 【試験における採点・評価基準】 ・各科目の※期末考査における評価基準は、原則として以下の通りである。 A評価-80~100点 B評価-70~90点 C評価-60~69点 D評価-59点以下再試験対象 【成績基準】 ・成績はA、B、C、Dの4段階とする。 ・基準は概ね次の通りである。 A評価:成績が「優」である。 B評価:成績が「良」である。 C評価:成績が「可」である。 D評価:成績が「不合格」である。		プログラム修了要件		視能訓練士学校養成所指定規則(1年制課程)に定められた教育内容に基づき、下記学習内容について合計67単位を修得し、プログラム終了とすることで視能訓練士国家試験受験資格を付与することができる。 ■専門基礎分野 「人体の構造と機能及び心身の発達」4単位 「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」5単位 「視覚機能の基礎と検査機器」8単位 「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」3単位 ■専門分野 「基礎視能矯正学」10単位 「視能検査学」10単位 「視能障害学」6単位 「視能訓練学」10単位 「臨床実習」11単位 ※臨床実習については10単位以上を病院等で行うこと。		
当該プログラムホームページURL	https://www.can.ac.jp/fukushi/departement/orthoptist/						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定プログラムにおいては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください。

2. 「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」(※2)

「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」の欄には、正規課程については公表年月日年度の前年度の実績人数を、履修証明プログラムについては公表年月日の時点において最後に修了者を出した直近の開講時期における実績人数を記入してください。各実績人数は、学校が把握している範囲での数字を記入してください。

「修了者のうち就職者数」の欄には、推薦プログラム修了後に推薦プログラムの対象とする職業に就職した受講者数を記入してください。

「修了者のうち継続在職者数」の欄には、推薦プログラム受講時に在職していた企業等に推薦プログラム修了時点において引き続き在職した受講者数を記入してください。

3. 認定年月日(※3)

キャリア形成促進プログラムとしての認定年月日を記入してください。初回認定の場合は空欄としてください。

4. 授業時数又は単位数の表記(※4)

推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

1. 「対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係																																			
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針 専修学校 教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、医療分野の一端を担う学生たちが実際に働く現場を知るにあたり、ボランティア活動や実習を活用する。																																			
(2)教育課程編成委員会等の位置付け 教育部の下に位置づけ、教育課程編成委員会等を通して関係団体、病院及び施設と情報交換を図り、現場でのニーズをカリキュラムに的確に反映する。 「委員会」は校長、副校長、教育改革推進室長、教務課長、学科長に加え、外部委員を2名以上選出して編成する。																																			
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿 令和2年4月1日現在																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名 前</th> <th style="width: 30%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">任 期</th> <th style="width: 20%;">種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中村 徹</td> <td>学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 理事長・校長</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有賀 浩</td> <td>学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 副校長</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中村 健太郎</td> <td>学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 教育改革推進室長</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富田 順子</td> <td>学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 教務課長</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山村 慈</td> <td>学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 視能訓練士学科長</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水野 展子</td> <td>静岡県視能訓練士の会 代表</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>中嶋 茂雄</td> <td>医療法人社団浩陽会 石川眼科医院 視能訓練士</td> <td>令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>				名 前	所 属	任 期	種 別	中村 徹	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 理事長・校長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)		有賀 浩	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 副校長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)		中村 健太郎	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 教育改革推進室長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)		富田 順子	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 教務課長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)		山村 慈	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 視能訓練士学科長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)		水野 展子	静岡県視能訓練士の会 代表	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)	①	中嶋 茂雄	医療法人社団浩陽会 石川眼科医院 視能訓練士	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)	③
名 前	所 属	任 期	種 別																																
中村 徹	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 理事長・校長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)																																	
有賀 浩	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 副校長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)																																	
中村 健太郎	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 教育改革推進室長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)																																	
富田 順子	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 教務課長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)																																	
山村 慈	学校法人中村学園 静岡福祉医療専門学校 視能訓練士学科長	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)																																	
水野 展子	静岡県視能訓練士の会 代表	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)	①																																
中嶋 茂雄	医療法人社団浩陽会 石川眼科医院 視能訓練士	令和2年4月1日 ～令和4年3月1日(2)	③																																
<p>※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。</p> <p>①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役員</p> <p>②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者</p> <p>③推薦プログラムが対象とする職業の実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役員</p>																																			
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 (年間の開催数及び開催時期) 年2回以上(7月または8月、2月または3月) (開催日時(実績)) 令和元年度 第1回 令和1年8月21日(水)15:30～17:30 令和元年度 第2回 令和2年3月 4日(水)15:30～17:30 令和2年度 第1回 令和2年8月 5日(水)15:30～17:30																																			
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況 授業内容の改善や実習方法とその取組姿勢などの指導に活用 教材、テキスト選出等への反映 設備導入等																																			
2. 「対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別の定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。」関係																																			
(1)企業等と連携して行う授業における連携の基本方針 医療現場で実際の患者様にふれることにより、接し方・検査の仕方などを養う。 また、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と分けることにより、様々な施設での経験を積む。																																			
(2)企業等と連携して行う授業における連携内容 連携病院先での現場実習授業のため、実習前はスケジュール調整を密に行い、実習中は巡回や電話にて、該当学生の良否や学校の指導の良否について伺う。また、Ⅲ期の実習先においては、実習日数や実習時間の調整も連携して行い、既定の日数・時間をクリアできるように調整する。 なお、学修成果としての評価は他科目と同様に本学規定である「A、B、C、D」の4段階とし、連携病院の指導者に依頼する。 臨地実習の評価基準(詳細)は、A:優秀、B:標準、C:標準より劣るが、実習生として何とか認めることができる、D:無断欠席やその他特別な理由がある。改善や努力も求められないため不合格、である。連携病院よりいただいたⅠ期～Ⅲ期の実習評価表をもとに、事前事後指導・巡回時の様子などから本学指導教員が総合的に判断する。																																			
(3)実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例※科目数については代表的な科目について記載。																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">科 目 名</th> <th style="width: 40%;">科 目 概 要</th> <th style="width: 40%;">連 携 企 業 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨地実習</td> <td>基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的な態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。</td> <td>矢田眼科医院、聖隷沼津病院、富士宮市立病院、花崎眼科医院、静岡県立総合病院、石川眼科医院、さくら眼科、やなぎだ眼科医院、藤枝市立総合病院 等(計31施設)</td> </tr> </tbody> </table>				科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	臨地実習	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的な態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。	矢田眼科医院、聖隷沼津病院、富士宮市立病院、花崎眼科医院、静岡県立総合病院、石川眼科医院、さくら眼科、やなぎだ眼科医院、藤枝市立総合病院 等(計31施設)																										
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等																																	
臨地実習	基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的な態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。	矢田眼科医院、聖隷沼津病院、富士宮市立病院、花崎眼科医院、静岡県立総合病院、石川眼科医院、さくら眼科、やなぎだ眼科医院、藤枝市立総合病院 等(計31施設)																																	

3.「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という)の基本方針

本学の教職員は、専修学校、専門課程としての社会的責務が果たせるよう、校訓と「建学の精神」に基づき、益々高度化する現代社会への変化に対応し、クリエイティブな精神を培い、広く国際社会に貢献できる人格の形成が可能となるよう、常に自らのスキルアップに努めなくてはならない。
そのために職能団体等が実施する研修に参加し、実務に関する知識、技術、技能等について学ぶ。その他、必要に応じて授業及び学生指導に関する教員の指導力等向上のための研修に積極的に受講するよう配慮する。

(2) 研修等の実績

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「涙道の検査と治療について」(連携企業等:静岡県視能訓練士の会)
期間:令和元年5月18日(土) 対象:静岡県視能訓練士の会会員
内容:涙道の解剖から疾患・閉塞の診断、治療法について手術動画も閲覧し研修を行う。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「新任教員研修」(連携企業等:公益社団法人静岡県職業教育振興会)
期間:令和元年8月1日(木)～令和元年8月8日(木) 対象:静岡県内専修学校教員
内容:新任教員を中心に標記研修会に参加し、専修学校の意義と役割について学び、授業の立案や実施に関する技術を身につける。また、模擬授業の演習に関しては、中堅教員も参加し、自らの授業の検証をする。

(3) 研修等の計画

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「2019年度ビジョンサポート機器展」(連携企業:静岡視覚障害者福祉推進協議会)
期間:令和元年度11月17日(日) 対象:弱視や中途失明者に関わる関係者
内容:ロービジョンの最新機器を展示し、使用方法や対象疾患について学ぶ。
また、相談会において視覚障害のサポートに熟練された先生(静岡視覚特別学校など)のお話を拝聴し、視覚障害者との接し方を学ぶ。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「」(連携企業等:)
期間令和〇年〇月〇日() 対象:
内容:

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

- ・関連分野の代表者、卒業生の代表者(=最も身近なプロフェッショナルとしての存在)に対し、本学の自己点検・評価について報告。
- ・教育活動全般、学内施設・設備関係、広報的活動、財務などへの専門的助言を得る。
- ・教育の質を向上させ、教育の質を担保し、地域の人材ニーズに対応することで、卒業生及び卒業生の就職先(採用側)の満足度を向上させる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 教育理念・目標
(2) 学校運営	4. 教職員組織
(3) 教育活動	2. 教育活動 ・教育目標に合致した職業教育の実施
(4) 学修成果	2. 教育活動
(5) 学生支援	6. 学生生活支援
(6) 教育環境	5. 施設・設備等
(7) 学生の受入れ募集	3. 学生受け入れ
(8) 財務	8. 財務
(9) 法令等の遵守	7. 管理・運営
(10) 社会貢献・地域貢献	2. 教育活動 ・ボランティア活動
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学生生活の基本的な姿勢に関する指導に加え、授業内容の改善や実習方法の改善、そして就職活動に反映させている。また、外部委員の意見を今年度・来年度の教育活動その他の学校運営の改善等に活用している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
鳥羽 茂	特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会 事務局長	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日(2年)	企業等医院
杉谷 法子	学校法人第三静岡学園 幼保連携型認定こども園 静岡学園幼稚園 園長	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日(2年)	企業等医院
川崎 誠之	社会福祉法人駿河会 特別養護老人ホーム晃の園 相談員兼ケアマネージャー	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日(2年)	卒業生
石間 洋美	株式会社フォーエバー マネージャー	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・学内掲示板

URL: <https://www.can.ac.jp/fukushi/info/information/>

公表時期: 令和2年4月22日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育方針、教育内容を公開することで産学連携の基礎をつくり、教育目標、教育内容と現場のニーズをマッチングさせる。その結果、地域の社会的認知を獲得する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 学校の概要、目標及び計画
(2) 各学科等の教育	(2) 各学科等の教育
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(6) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(7) 学生納付金・修学支援
(8) 学校の財務	(8) 学校の財務
(9) 学校評価	(9) 学校評価
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ・学内掲示板

URL: <https://www.can.ac.jp/fukushi/info/information/>

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	授業時 数/単 位数	授業方法			実践的授業方法の種				
必 修	選 択 必 修	自 由 選 択				講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	企 業 連 携	グ ル ー プ ワ ー ク	実 務 家 授 業	イ ン タ ー ン シ ッ プ	
○			人体の構造と機能	医療従事者の一員である視能訓練士に必要な人体の構造と機能の基本的事項を学習する。また、眼科受診者は、乳幼児から高齢者まで多岐にわたるため、幼年期～青年期～成人期～高齢期まで加齢によってどのような機能や心身の変化が生じるかについても系統立てて学ぶ。	30	○					○		
○			解剖機能発達 基礎演習	視能訓練士に必要な解剖・機能・心身の発達を学ぶ。グループ演習による模型・作図・心理発達検査・高齢者疑似体験を行い理解を深める。	15	△	○					○	
○			こども発達学	斜視弱視患者は、主に乳幼児である。検査訓練を担う視能訓練士は、子どもの心身の発達を理解し、発達や心理に合わせた検査や訓練を行う必要がある。また、斜視弱視の検査訓練は、親の理解と協力が重要である。この講義では子どもの心身の発達を理解し、視能訓練士として、心身の発達に適した検査・訓練法を選ぶことができ、患者と保護者との円滑な人間関係を築くことができる基礎理論を学ぶことを目標とする。	15	○	△		△	○	○		
○			臨床医学概論	眼科疾患は、他の全身疾患に起因するものがある。また、他の疾患にも罹患していることもある。眼科外来の医療従事者の一員である視能訓練士として、種々の疾患の概要を学習し、患者の全身状態、疾病の特質を理解することを目標とする。	30	○						○	
○			病理学	疾患の予防や回復の促進には、病因、病態、病理の理解が不可欠である。視能訓練士は、日々、様々な眼疾病患者の検査を行う。視能訓練士に必要な、基本的な病理の知識を習得することを目標とする。	15	○						○	
○			薬理学概論	疾病の治療には、手術などの観血的治療法以外に薬物治療が行われる。また、眼科では検査のための薬剤も投与される。この講義では、視能訓練士として必要な基本的な薬剤の作用機序と効果、および副作用を理解することを目標とする。	15	○						○	
○			健康と保健	健康および疾病の予防の基本的知識を学ぶ。また、自らの健康と疾病の予防についても理解を深める。健康の維持、重篤な疾病の予防として救急法についても学ぶ。	15	○						○	

○		視器の解剖・生理・病理学	視覚の情報処理過程を視器の解剖と生理を基盤にし系統的に学習する。また、疾病の理解と障害の検出に必要な視覚器の病理についても学習する。	30	○						△	
○		視覚機能学基礎	視覚機能検査の基本的理論を系統的に学ぶ。視力、視野、色覚をはじめとする視覚の情報処理過程の基本的理論と視覚機能検査について学習する。検査・測定方法の基礎理論を習得し、疾病と障害との関連を学習する。	15	○						○	
○		視覚機能学基礎演習	視覚機能検査機器の原理と操作を学習する。グループでの演習により検査・測定方法の基礎理論と基本的技術の習得を目標とする。また、障害を総合的に検出することを演習し、技術を習得する。	30		○					○	
○		生理光学	視覚の情報過程における眼球の光学的な役割の基礎理論を学習する。光の性質、屈折の原理を理解し、眼屈折系の基本的な理論を学習する。また、屈折異常の理論と屈折矯正に必要な、矯正レンズ、調節についても学習する。	30	○	△				○		
○		生理光学基礎演習	グループでの演習形式で、光の性質、屈折の原理を学習する。実際に眼球光学模型や光学機器を用い、光の性質とレンズの性質の理解を深め、視覚の情報処理過程における眼球光学系の役割を理解することを目標とする。	15	△	○					○	
○		公衆衛生概論	公衆衛生学は、社会や集団を対象にした医学である。個人の健康を対象にした臨床医学に対し、社会全体から心身の疾病の予防や健康増進に係わる。保健医療、社会福祉、環境保全など多岐にわたる内容から構成されている。基本的事項を理解するとともに視能訓練士が果たすべき役割について考える力を培うことを目標とする。	15	○					△	○	
○		視覚リハビリテーション概論	リハビリテーション職種である視能訓練士が担う保健医療福祉の推進について学ぶ。また、視能訓練士が知っておくべき障害受容の心理や地域社会におけるリハビリテーション職種としての役割について理解する。また、ロービジョンケアの具体的な手法について学ぶ。	15	○	△					○	
○		視能訓練士の役割	医学は独立して行われるものではなく、地域社会の関係諸機関との連携が重要である。医療における他職種との連携・役割、地域社会における様々なサービスに関して視能訓練士として知っておくべき関係法規についても学ぶ。また、保健医療福祉の推進のために視能訓練士が行うべきことについて考える力を養う。	15	○					△	○	
○		医療	物を見るための仕組み、眼を動かす仕組みについて学び、弱視、斜視の基礎となる両眼視機能の基礎を学ぶ。	15	○						○	

○		基礎視能矯正学2	視能矯正学の基礎となる正常な視機能の発達と両眼視機能の発達を学ぶ。また、障がいが生じる理論を概観し、視能矯正学の基本的知識と理論を身につける。	30	○	△			△	○	
○		基礎神経眼科学	神経眼科学の基礎となる神経や眼筋の構造と機能を学ぶ。眼球運動経路の解剖・生理の基礎を理解し、外眼筋の作用と眼球運動の神経眼科学的基礎事項を学習する。	15	○					○	
○		基礎視能矯正学演習1	視力検査および屈折検査について演習を通して理解を深め、実践力を身につける。また、調節機能、明視域についても理解する。	30	△	○				○	
○		基礎視能矯正学演習2	正常な両眼視機能検査、異常な両眼視機能、眼位の検査について理解する、視能矯正に必要な基礎知識を実践できるよう機器を用いた演習を行う。	30	△	○				○	
○		基礎視能矯正学3	視能矯正の理念、歴史など視能矯正の枠組みについて学習する。また、系統的な視能矯正を構築できる能力を養う。	30	○	△			△	○	
○		視覚生理学	視覚機能の基礎となる視力、視野、色覚、光覚などの理論と機能を理解する。	30	○	△				○	
○		視能検査学	眼科一般検査の専門的知識と技術を修得する。検査結果の分析、評価の方法を学ぶ。また、視能訓練士としての職業倫理について理解し、医療技術の専門職業人としての自覚を養う。	30	○	△			△	○	
○		視能検査学演習	視能訓練士が行う眼科一般検査を中心に演習形式で知識のみならず、実践的な技能を身につける。また、評価についてレポート作成し適切な評価の仕方を修得する。	30	△	○			△	○	
○		生理光学演習	他覚的屈折矯正、自覚的屈折矯正、プリズムによる眼位矯正など生理光学的矯正を学習し、演習による実践力を身につけることを目標とする。	30	△	○				○	

○		視覚生理学演習	視覚生理学的な種々の検査を演習し、実践力と評価の仕方を修得する。	30	△	○					○	
○		神経眼科学	脳神経の構造と視路及び眼球運動経路の解剖・生理を理解し、視交叉より末梢の視路障害核上性障害、視神経・外側膝状体・皮質障害に関して学習する。	15	○						△	
○		眼疾病学	眼科的疾患及び眼科関連全身疾患について解剖学的部位に系統立てて学習し、視能障害の予防と治療を理解する。	30	○						○	
○		視能障害学演習1	種々の眼疾患によって障害される視機能についての検査法や治療による改善について学ぶ。	30	△	○				△	○	
○		視能障害学演習2	斜視や弱視の両眼視機能障害について、今まで学んだ知識を総合的に融合し理解を深める。問題解決的手法を用いた演習で種々の障害の実践力を身につける。	15	△	○				△	○	
○		弱視・斜視訓練学	弱視・斜視の訓練に必要な検査方法および訓練法の理論と実践を学ぶ。	30	○	△				○		○
○		視能矯正学1	共同性斜視、麻痺性斜視のほか特殊斜視の臨床的特徴と検査・治療法について学習する。	30	○						○	
○		視能矯正学2	視能障害に対する矯正、訓練、指導および管理の立場から必要な知識と技術を習得する。	30	○	△				△	○	
○		視能訓練学演習1	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導を科学的根拠に基づいて行う技術を学習する。また、業務の管理について理解し、適切な視能訓練を構築することを学ぶ。	30	△	○					○	

○		視能訓練学演習2	眼科チームの一員として視能訓練を行うスキルを身につける。また、視能訓練士として必要な感染症に対する対応と救急対応についても学習する。	30	△	○			△	○	
○		臨地実習	眼科施設において、現場の視能訓練士の下で、基本的な視能矯正の実践技術の能力を養い、患者との人間関係から共感的態度を学ぶ。また、医療チームの一員としての責任と自覚を養う。	495			○	○			
合計授業時数/単位数				要件該当授業時数/単位数							
1335時間				1335時間							

(留意事項)

- 1 申請するプログラムで受講可能な全ての科目について記入すること。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 3 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 4 実践的授業方法の種別については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。
- 5 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。
- 6 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目(必修・選択必修・自由選択を問わない)の合計単位時間数等を記入すること。
- 7 要件該当授業時数/単位数については、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのいずれかに該当する科目の合計単位時間数等を記入すること。